

おおいたうつくし作戦推進モデル事業実施要領

1 目的

本県の恵み豊かな自然と快適な地域環境を守り、将来の世代へ継承する地域活性化型の「おおいたうつくし作戦」の見える化を図るため、環境保全活動を通じて人的交流を促し、地域を元気にする事業を成功例として示すことで、「おおいたうつくし作戦」の取組を、県内各地域に波及・拡大させる。

2 事業の概要

(1) 事業の内容

地域の環境課題解決に向けた活動を、複数のおおいたうつくし推進隊（※1）等による共同提案型の公募事業として、それぞれのネットワークを活用し、地域住民や学校、企業等とも連携した、環境保全活動に取り組む「おおいたうつくし作戦」のモデル事業を創出する。

(2) 要件

- ① おおいたうつくし推進隊（※1）が核となり、地域の自治会や学校、企業等の多様な主体と連携し、環境保全活動に取り組む事業であること
- ② 環境視点での地域連携の取り組みとして、継続的に実施される体制が整えられ、地域での活動定着を目指す事業であること。

※1 おおいたうつくし推進隊とは、地域の人たちと一緒に環境保全活動や地域活性化につながる取組を企画・実施する5名以上の団体をいう。各団体からの応募により県知事が任命する。

(3) 事業の実施方法

- ① 地域で環境保全活動に取り組む複数のおおいたうつくし推進隊又は、それぞれを主体として組織された実行委員会等による共同提案とする。
- ② 地域での活動定着を目指した事業計画（2年7ヶ月）を、共同提案を行うグループで策定し、グループの取りまとめを行う団体（以下、「事業計画策定主体」という。）又は、実行委員会等が事業提案を行うこと。
- ③ 提案協議方式により、事業計画を採択する。
- ④ 契約は、原則として事業計画策定主体又は、実行委員会等との委託契約とするが、必要に応じて、事業計画策定主体を含むグループの各構成団体（以下、「事業実施主体」という。）との個別契約も可とし、事業計画に基づいて連携した活動を行うこと。

(4) 委託事業費

1 地域1グループ 上限額は150万円／年（450万円／3年）以内とする。（2グループ程度を採択する予定）

なお、共同提案を行う複数のおおいたうつくし推進隊（3団体以上）又は、実行委員会等を1グループとし、事業費の範囲内で、事業実施主体と委託契約を締結する。

(5) 応募資格（事業実施主体）

原則として、次の基準をすべて満たす団体とする。

- ① おおいたうつくし推進隊又は、地域で環境保全活動に取り組んでいる団体であること。
- ② 常時連絡がとれるなど、事業実施に十分な事務局の体制が整っていること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ④ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- ⑤ 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党推薦し、指示し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- ⑥ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 応募要項の策定及び周知

事業の趣旨や内容、応募資格、提案応募の手続き等について定めた応募要項を策定し、県のホームページに掲載する。

4 事業実施期間及び委託契約期間

委託契約は、契約締結日から令和2年3月31日まで。（単年度契約）

なお、事業の実施計画は、令和元年9月から令和4年3月31日までの3年度の実施として作成とし、2年目以降も単年度契約を締結する。

5 委託先の決定

審査については、別に定める「うつくし作戦推進モデル創出事業 企画提案競技審査委員会設置要綱」により設置された審査委員会の意見を参考に決定する。

ただし、応募の状況により、うつくし作戦推進課長が審査委員会の意見を求める必要がないと判断した場合は、書類審査の結果を基に決定することができるものとする。

6 事業の報告及び事業計画の進捗確認

各事業実施主体は、現年度の事業終了後、当該年度の事業実績報告を県に提出すること。また、事業計画策定主体及び実行委員会等は、事業計画の進捗状況に応じて、翌年度の事業計画について、新たな事業実施主体の追加や実施内容の見直し等を行うこと。

うつくし作戦推進モデル事業実施スケジュール

日 程	項 目	内 容
令和元年度		
8月9日	事業提案（事業実施計画）の募集開始	大分県HPなどで広報。
8月23日	事業提案（事業実施計画）の募集締切	提出先： 大分県生活環境部うつくし作戦推進課
8月26日	第1次審査の実施	審査会場： 環境部うつくし作戦推進課内
8月下旬	第2次審査の実施	審査会場：大分県庁舎内 ※プレゼンテーションの実施。
9月初旬	委託契約の締結	県と委託契約を締結。
9月～	事業の実施（1年目）	
～3月	事業の実績報告 事業実施計画の見直し	
令和2年度		
4月～	事業の実施（2年目）	
～3月	事業の実績報告 事業実施計画の見直し	
令和3年度		
4月～	事業の実施（3年目）	
～3月	事業の実績報告	